

災害に備える民生委員・児童委員活動 10か条

第 1 条 自分自身と家族の安全を最優先に考える

第 2 条 無理のない活動を心がける

第 3 条 地域住民や地域の団体とつながり、協働して取り組む

第 4 条 災害時の活動は
日頃の委員活動の延長線上にあることを意識する

第 5 条 民児協の方針を組織として決めておく

第 6 条 名簿の保管方法、更新方法を決めておく

第 7 条 行政と協議し、情報共有のあり方を決めておく

第 8 条 支援が必要な人に、支援が届くように配慮する

第 9 条 孤立を防ぎ、地域の再構築を働きかける

第 10 条 民生委員同士の支え合い、
民児協による委員支援を重視する